

# 後期高齢者医療制度の保険料率等のお知らせ

## ■保険料率について

後期高齢者医療制度では、医療給付費等の財源を確保するため、2年ごとに保険料率(医療分)の改定を行っています。また、令和8年度から、子ども・子育て支援納付金分(子ども分)を新設しています。

## ■令和8年度の保険料の計算方法について

保険料は、医療分と子ども分からなり、個人単位で計算されます。それぞれ、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、100円未満を切り捨てたものを合算したものが、年間保険料となります。(年度途中の加入・脱退については、月割計算となります)

$$\text{医療分} + \text{子ども分} = \text{年間保険料額}$$

### 【医療分】

所得割額 (所得金額－基礎控除額※2) ※1×所得割率 10.48%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 56,130円	=	保険料(年額) (限度額 85万円) 100円未満切捨て
--	---	----------------------------------	---	------------------------------------

### 【子ども分】

所得割額 (所得金額－基礎控除額※2) ※1×所得割率 0.25%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 1,362円	=	保険料(年額) (限度額 2万1千円) 100円未満切捨て
---	---	---------------------------------	---	-------------------------------------

※1 「所得割額の計算のもととなる所得金額」は、「総所得金額等(前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計)から基礎控除額を控除した額」です。

※2 基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	0円

## ■令和8年度の被保険者均等割額の軽減について

所得の低い世帯の方に対しては、被保険者均等割額を軽減します。

軽減判定の基準	軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)
	7割軽減(※3)	所得金額の合計(※1)が 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
	5割軽減	所得金額の合計(※1)が 43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
	2割軽減	所得金額の合計(※1)が 43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯

(※1) 世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

(※2) 給与所得者等とは、給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得を有する者(65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。

(※3) 令和8年度分の保険料については、均等割保険料の7割軽減の対象者について、医療分の均等割額を更に0.2割軽減します。

問 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎955・1223  
保険医療課 後期高齢者医療係 ☎444・3168 FAX 443・3555